

老齢基礎年金 業務支援ツールの使い方

チャプタータイトル ♪～



MC :

これから、「老齢基礎年金業務支援ツール」についてご説明します。老齢基礎年金の業務支援ツールは、

メインツールとして使用する「お手続きガイド」、
相談時に使用する「相談シート」、
年金請求書の受理時にお渡しする「説明事項のご確認」および「お手続きの完了について」、
次回までにご用意いただく持ち物を案内する「必要書類リスト」、
資料集としての「ハンドブック」

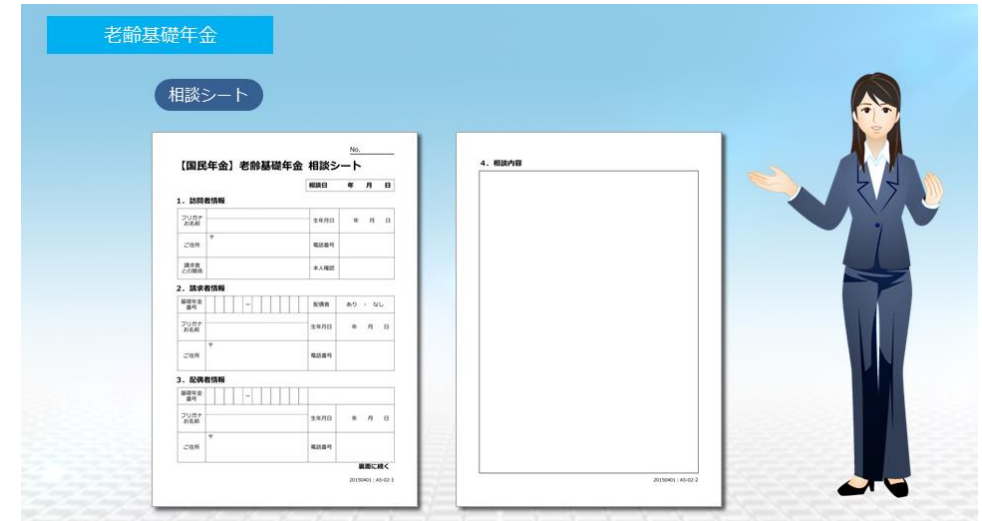
によって構成されています。これらのツールについて順番に確認していきましょう。



MC : (お手続きガイド)

お手続きガイドは、老齢基礎年金の業務内容全体を示した「お手続きガイド（表紙）」、それぞれの業務内容に対応するお手続きカードの No. がわかる「お手続きカード（表紙）」、具体的な制度の内容や必要な手続きについて記載された「個別のカード」で構成されています。また、お手続きガイドの後半には必要書類の一覧や記載例、参考資料等が掲載されています。

それぞれのカードは、被保険者・受給者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定して作成しています。お手続きガイドの具体的な中身については、後ほどご説明します。



MC : (相談シート)

「相談シート」は、老齢基礎年金に関する相談の際に、訪問者、請求者、および請求者の配偶者に関して必要な情報を書き取るために使用します。個人情報に加えて、相談内容を自由に記述できる欄を大きく設けてありますので、資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料納付済期間や免除期間、繰上げや繰下げの希望などについて忘れないようにメモしてください。

年金の受取り見込額を案内するための計算シートや、繰上げ繰下げの注意点を1つ1つ確認しながら説明するためのチェックリストなども掲載してありますので、必要に応じて活用してください。

老齢基礎年金

説明事項のご確認

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

- 年金の受取りに必要な加入期間
- 年金の受取り
- 年金の繰上げ・繰下げ

上記について説明を受けました。 平成〇〇年〇月〇日

氏名

20150401: A5-03-1

上記について説明を受けました。 平成二〇二〇年二〇月二〇日

氏名

20150401: A5-03-1

MC：（説明事項のご確認）

「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。このシートは、来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。

老齢基礎年金

お手続きの完了について

老齢基礎年金 お手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

2. おわりに

MC：（お手続きの完了について）

「お手続きの完了について」は、請求手続きが完了した方へ、請求後の流れを時系列で説明するために使用します。

老齡基礎年金

必要書類リスト

[illegible]

MC：(必要書類リスト)

「必要書類リスト」は、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。

老齡基礎年金

お手続きガイド（表紙）

[illegible]

お手続きカード（表紙）

[illegible]

MC：（お手続きガイド（表紙）／お手続きカード（表紙））

それでは、お手続きガイドについて具体的な中身をみていきましょう。

「お手続きガイド（表紙）」は業務内容の全体像が示されており、来訪者のニーズを確認し、それに応じた説明を構成する際に役立ちます。

「お手続きカード（表紙）」には、手続きや説明内容に応じて使用するべきカード No.が示されています。説明を行う際に手元に置いておくとな必要なカードを素早く探し出すことができます。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.1-1 受給資格期間

☒ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間
②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間とみなすこと）
③昭和20年4月以後の厚生年金保険の被保険者および其満期の組合員であった期間
④生活保護受給者であった期間

25年以上

No.1-2 受給資格期間

☒ 受給資格チェックフローチャート

① 受給資格期間が25年以上ありますか？
→ はい → 受給資格あり
→ いいえ → ② 国民年金の保険料を納めた期間が25年以上ありますか？
→ はい → 受給資格あり
→ いいえ → ③ 国民年金の保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間が25年以上ありますか？
→ はい → 受給資格あり
→ いいえ → ④ 昭和20年4月以後の厚生年金保険の被保険者および其満期の組合員であった期間が25年以上ありますか？
→ はい → 受給資格あり
→ いいえ → ⑤ 生活保護受給者であった期間が25年以上ありますか？
→ はい → 受給資格あり
→ いいえ → 受給資格なし

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、**25年から10年に短縮される可能性があります。**

MC：(No.1 受給資格期間)

No.1のカードは、老齢基礎年金の受取りに必要な資格期間として計算できる期間について記載しています。この受給資格期間は、「保険料納付済期間」「保険料免除期間」「合算対象期間」の合計によって計算されます。これらの期間を合計しても25年未満となる場合の法令上の特例についてもフローチャート形式で説明しています。来訪者が年金の受取りに必要な資格期間を満たしていない場合には、このカードを使って説明をしてください。

今後、年金の受取りに必要な資格期間が10年に短縮される可能性がありますので、25年以上の受給資格期間を満たさない場合であっても、将来的には年金を受け取ることができる可能性もあることについて説明しておきましょう。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.2-1 保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の国民年金保険料を納めた期間と、国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間とみなすこと）

25年以上

保険料納付済期間

☒ 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- ① 国民年金保険料を納めた期間（昭和20年4月以後の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間）
- ② 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ③ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ④ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑤ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑥ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑦ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑧ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑨ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑩ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑪ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑫ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑬ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑭ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑮ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑯ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑰ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑱ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑲ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ⑳ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉑ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉒ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉓ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉔ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉕ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉖ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉗ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉘ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉙ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉚ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉛ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉜ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉝ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉞ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㉟ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊱ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊲ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊳ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊴ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊵ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊶ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊷ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊸ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊹ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊺ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊻ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊼ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊽ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊾ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）
- ㊿ 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間（国民年金に任意加入して保険料を納めた期間）

MC：(No.2 保険料納付済期間)

No.2のカードは、「保険料納付済期間」について説明しています。「保険料納付済期間」として年金の受給資格期間に算入できる期間が具体的に記載されています。第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間は「保険料納付済期間」となりますが、20歳未満および60歳以上の期間は「保険料納付済期間」ではなく「合算対象期間」となりますので注意してください。

老齢基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

No.3-1 保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、
保険料の納付義務と保険料免除期間、
および国民年金保険料の納付方法など
とであります。

保険料納付義務期間
保険料免除期間
国民年金保険料

25年以上

☒ **保険料免除期間**

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

- 保険料免除期間**
 - ① 遺族免除
法律に定められている事件に該当する方が対象となります。
➡ 免除 No. 1-9
 - ② 奉養免除
本人、配偶者、親族費にそれ以外の国民年金保険料一定額以下の場合や喪失した者など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な状態と認められます。
➡ 免除 No. 1-6
- 納付猶予期間**
 - ③ 学生納付猶予
本人が国民年金保険料一定額以下の学生が対象となります。卒業の所得は考慮されません。
➡ 免除 No. 1-7
 - ④ 若年者納付猶予
20歳以上25歳未満の若年（学生を含まず）で、本人、配偶者、親族費にそれ以外の国民年金保険料一定額以下の者が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。
➡ 免除 No. 1-8



平成27年度版
2025/04/14 01:09

MC : (No.3 保険料免除期間)

No.3のカードは、「保険料免除期間」について説明しています。国民年金保険料の納付義務が免除または猶予される各制度の概要が書かれており、いずれかに該当する期間は受給資格期間として計算することができます。ただし、学生納付特例期間と若年者納付猶予期間については年金額の計算期間には反映されません。

老齢基礎年金

Guide ～お手続きガイド解説～

No.4-1 合算対象期間

国民年金（第1号被保険者）の基礎金、基礎年金給付額算出時の基礎年金標準報酬月額および基礎年金標準報酬月額の合計が25年以上あること。

25年以上

専業主婦・専業主夫期間

専従者期間

合算対象期間

✓ 資格継続が受りい場合について

「専業主婦・専業主夫期間」と「専従者期間」に「合算対象期間」を加えた期間が25年以上あることが基礎年金の受給要件とされています。
 なお、平成24年4月1日以前に国民年金の加入した専業主婦・専業主夫期間のうち、基礎年金の受給期間については合算対象期間に算入できる場合があります。

※ 合算対象期間は、年度の初日と最終日とを以てしなくてはなりません。
 専業主夫は1月1日と最終日を以てします。

例として、平成14年（昭和19年）の4月1日に合算対象期間が1年未満の専業主婦であった場合、専業主夫期間が25年以上ある場合には、合算対象期間として合算要件を満たすことができます。この場合、合算期間のみを合算期間として合算期間とします。

平成27年度版

2015/04/01（平成27）

No.4-2 合算対象期間

✓ 合算対象期間一覧表

	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金	国民年金
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第4号被保険者	第5号被保険者
合算対象期間	1	2	3	4	5
国民年金第1号被保険者期間	1	2	3	4	5
（専業主夫・専業主婦）期間	1	2	3	4	5
国民年金第2号被保険者期間（専業主夫・専業主婦）期間	1	2	3	4	5
国民年金第3号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第4号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第5号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第6号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第7号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第8号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第9号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第10号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第11号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第12号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第13号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第14号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第15号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第16号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第17号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第18号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第19号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第20号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第21号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第22号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第23号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第24号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第25号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第26号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第27号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第28号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第29号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第30号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第31号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第32号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第33号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第34号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第35号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第36号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第37号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第38号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第39号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第40号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第41号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第42号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第43号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第44号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第45号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第46号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第47号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第48号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第49号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第50号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第51号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第52号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第53号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第54号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第55号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第56号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第57号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第58号被保険者期間	1	2	3	4	5
国民年金第59号被保険者期間	1	2	3	4	5

MC : (No.4 合算対象期間)

No.4のカードは、「合算対象期間」について説明しています。

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」を合計しても受給資格期間を満たさない場合は、No.4-2にあげた「合算対象期間」に該当する期間がないか確認し、これを加えて25年以上であれば老齢基礎年金の受給資格期間を満たすこととなります。ただし、「合算対象期間」は年金額には反映されません。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.5-1 受給要件を満たす方法は？

☒ 後納 ● No.11

後納制度とは、納付期間により納めなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、**平成10年分まで納めることのできる制度**です（追納枠を言います）。この追納枠を利用することで、納付しなかったことにより年金の資格がなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

☒ 国民年金の任意加入 ● No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申込まれた月以降）70歳に達した日の属する月以前までで、任意加入として保険料を納めることにより、受給権を得ることができます。ただし、申込まれた月より前にさかのぼって加入することはできません。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日 70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

※国政庁標準書 20150401 / A5-01-15



MC：（No.5 受給要件を満たす方法は？）

No.5のカードは、老齡基礎年金の受給要件を満たさない場合に、「後納」や「任意加入」によって受給要件を満たすことができる可能性があることを説明しています。

後納制度や任意加入制度の具体的な説明は、お手続きカード No.10と No.11を使って行ってください。

老齡基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.6-1 いつから受け取れる？

☒ 受取り開始年齢 ● No.9

原則 **65歳**

60歳 繰上げ 繰下げ 70歳

- 希望すれば60歳から受け取れる
- 希望すれば65歳から受け取れる
- 希望すれば70歳から受け取れる

☒ いつからいつまで受け取れるのか

<原則>
65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、おにくなり（おにくなりになる月の前月）までの年金を受け取ることができます。
例：65歳の誕生日が4月20日の場合
5月分からの受取りになります。
4/15 4/20 5月以降
翌月分からは受取り 権利が満了

<繰上げ請求・繰下げ請求>
60歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。
60歳に達した日から遡って70歳未満の年齢まで受取りを行うことができます。
請求または申出した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、おにくなりになる月の前月までの分を受け取ることができます。
60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日 65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.6-2 いつから入金されるのか

☒ いつから入金されるのか

<最初の入金>
• 初年度分は、保険料または費額月の15日（または前年度末）に入金されます。
• 最初に受け取れるのは、受取り開始月から遡る偶数月の翌月分です。
例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合
受取り開始月から遡る偶数月の前月までの9月15日の年金（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。
※年金受給開始期によって、入金日が前後することがあります。

5月 6月 7月 8月 9月
受給権発生日 受取り開始月 年金請求書 遡るの偶数月 入金
9/15

<遡年の入金>
• 遡年の15日に入金されます。
• 15日、16日、17日の場合は、その遡年の15日に入金されます。例：15日
9/15 10/15 10/15
例：15日15日に入金を受け取ります。

8月 9月 10月
入金
10/15

※国政庁標準書 20150401 / A5-01-17 20150401 / A5-01-18



MC：（No.6 いつから受け取れる？）

No.6のカードは、年金の受取り開始年齢、受け取れる期間、入金のタイミングについて案内するときに使用してください。繰上げ請求や繰下げ申出を行うことができる期間などについても記載があります。

入金に関する具体例を示した図も掲載されていますので、年金の請求手続きを行ってから実際に入金されるまでに最大で約4か月程度かかることを説明しておきましょう。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -

☒ 老齢基礎年金の受取り年金額 (平成27年度の額)

年金額 (月額) = 年額 **780,100円** (月額65,008円)

<老齢基礎年金の計算式>

※ 計算の基礎となった100円未満の端数は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

平成21年4月以後 (から) の期間

保険料 納付済月数	+	全額免除 月数	+	4分の1 納付月数	+	半額 納付月数	+	4分の3 納付月数
780,100円 ×		×4/5		×5/8		×6/8		×7/8
480月 (40年)								

平成21年3月以前 (まで) の期間

保険料 納付済月数	+	全額免除 月数	+	4分の1 納付月数	+	半額 納付月数	+	4分の3 納付月数
780,100円 ×		×2/5		×3/5		×4/5		×5/5
480月 (40年)								

※ 以下の条件に該当する場合に、上記計算式を用いる。

保険料 納付済月数	+	全額免除 月数	+	4分の1 納付月数	+	半額 納付月数	+	4分の3 納付月数
480月								

No.7-2 いくら? - 年金額の計算 -

付加年金の受取り年金額 (年額) ④ 書-No.13

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額 (年額) ⑤ 書-No.9

(老齢基礎年金 + 付加年金) の年金額×受給率

振替加算の受取り額 (年額) ⑥ 書-No.14

224,500円×生年月日ごとに政令で定める率



MC : (No.7 いくら? - 年金額の計算 -)

No.7のカードは、老齢基礎年金の受取り年金額の計算方法について説明しています。平成21年4月以後と3月以前の期間とでは、計算式が変更になっているため注意してください。

「付加年金の受取り年金額」、「繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額」および「振替加算の受取り額」についてもそれぞれ計算方法が掲載されています。年金の受取り見込額を案内する場合にはこのカードを活用してください。

ただし、保険料納付済月数、全額免除月数、4分の1納付月数、半額納付月数、および4分の3納付月数の合計が480月を超える場合は、このカードの計算式とは異なる計算を行いますので注意してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.8-1 増やす方法は?

☒ 追納 ⑦ 書-No.20

保険料の納付義務が終了または終了した期間の保険料を後から納付することを行い、後受取り見込年金額を増やすことができます。

☒ 後納 ⑧ 書-No.11

後納制度とは、納付期間により納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの期間に限り、平成24年10月から平成27年9月までの期間に限り、過去10年分まで納めることのできる制度です (追納分を含みます)。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

☒ 特例追納 ⑨ 書-No.12

特例追納制度とは、第2期保険料納付済から第1期保険料納付済になるための切り替える手続を完了した上で、平成24年10月から平成27年9月までの期間に限り、国民年金保険料について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることのできる制度です。この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

No.8-2 増やす方法は?

☒ 国民年金の任意加入 ⑩ 書-No.10

65歳に達した日 (65歳誕生日の前日) の前月の前月までの月単位で、国民年金 (月単位) に加入して納付し、国民年金の繰上げ受給をしていただくには、65歳以降 (卒年次の月以降) でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、納められた月より前にさかのぼって加入することはできません。

☒ 繰下げ申出 ⑪ 書-No.9

65歳以後70歳までに、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。



MC : (No.8 増やす方法は?)

No.8のカードには、年金額を増やすための方法が記載されています。「追納」、「後納」、「特例追納」、「任意加入」および「繰下げ申出」について簡単に説明しています。

各制度の具体的な内容については、それぞれ用意されている個別のお手続きカードを使って説明してください。これらの制度を利用する場合のメリットとデメリットについて丁寧に説明し、被保険者自身の判断で選択いただくことが重要です。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.11-1 後納（詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ）

☒ **後納制度**
後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月1日から平成27年9月30日まで利用できる後納制度により、過去10年分まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことができます。納付した期間が不足した分は、年金受給資格が得られなかった期間を年金受給資格期間とみなすことができます。

後納する保険料額は時効で定められた額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に納付する年度の10月分の保険料額（円）	時効で定められた額（円）	加算額（円）
平成27年度	13,560	1,300	14,860
平成28年度	13,860	1,070	14,930
平成29年度	14,100	800	14,900
平成30年度	14,410	680	15,090
平成31年度	14,660	500	15,160
平成32年度	15,000	350	15,350
平成33年度	15,330	200	15,530
平成34年度	14,980	90	15,070
平成35年度	15,040	0	15,040
平成36年度	15,250	0	15,250

※ 加算額は、毎年、改定されます。

平成27年度版 2015/04/01 A3-01-27

MC：(No.11 後納)

No.11のカードは、平成27年9月まで利用できる後納制度について説明しています。時効により納めることができなかった国民年金保険料について、過去10年分まで納めることができる制度です。年金受給資格の獲得や年金額の増額を希望する方へ案内してください。対象年度ごとの加算額と後納保険料額が掲載されていますので、当時の保険料に一定の金額が加算されることを説明してください。

なお、平成27年10月1日から平成30年9月30日の間は、現行の後納制度に代わって過去5年分の保険料を納付できる新たな制度が創設されます。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.12-1 特例追納（詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ）

☒ **特例追納制度**
特例追納制度とは、第3号被保険者が第1号被保険者になるための切替手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことができます。納付した期間が不足したことにより年金受給資格が得られなかった期間を年金受給資格期間とみなすことができます。

特例追納の手続きは、第1号被保険者になるための切替手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

☒ **お手続きのメリット**

- 届出することにより、年金受給資格を得られる場合があります。
- 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。
- 過去10年分まで納めることができるため、年金受給資格が得られなかった期間を年金受給資格期間とみなすことができます。

平成27年度版 2015/04/01 A3-01-28

No.12-2 特例追納（詳しくは「国民年金保険料適用ダイヤル」へ）

☒ **保険料額**（平成27年度における）

対象年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
10月	14,860	14,930	14,900	15,090	15,160	15,350	15,530	15,070	15,040	15,250

※ 過去10年分の保険料額を合計して計算することにより、年金受給資格が得られる場合があります。

☒ **お問い合わせ先**

国民年金保険料適用ダイヤル 03-5221-2013

2015/04/01 A3-01-29

MC：(No.12 特例追納)

No.12のカードは、特例追納制度について説明しています。第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方が、時効により保険料が納付できない未納期間について過去10年分まで納めることができる制度です。特定期間該当届の手続きや特例追納をするメリットや保険料額が掲載されています。

すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合がありますので注意してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.15-1 生計維持関係の認定要件

☒ 生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が世帯を同一としており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的な認定要件は以下の通りです。

生計同一要件 いずれか

- ① 配偶者と世帯主が同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と世帯主が世帯を異にしているが、世帯が世帯主同一であるとき
- ③ 配偶者と世帯主が世帯を異にしているが、世帯主が世帯主として世帯を営んでいるとき
- ④ 配偶者と世帯主が世帯を異にしているが、世帯主が世帯主として世帯を営んでいるとき

かつ

収入要件 いずれか

- ① 世帯の収入（世帯の収入が確定しない場合は、世帯の収入）が年額55.5万円未満であること
- ② 世帯の所得（世帯の所得が確定しない場合は、世帯の所得）が年額55.5万円未満であること
- ③ 一時所得が年額55.5万円未満であること
- ④ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑤ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑥ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑦ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑧ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑨ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑩ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑪ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑫ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑬ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑭ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑮ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑯ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑰ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑱ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑲ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ⑳ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉑ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉒ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉓ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉔ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉕ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉖ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉗ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉘ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉙ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉚ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉛ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉜ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉝ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉞ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㉟ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊱ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊲ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊳ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊴ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊵ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊶ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊷ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊸ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊹ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊺ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊻ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊼ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊽ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊾ 雑所得が年額55.5万円未満であること
- ㊿ 雑所得が年額55.5万円未満であること

MC : (No.15 生計維持の認定要件)

No.15のカードは、振替加算が支給される要件の1つである生計維持関係の認定要件について説明しています。生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があります。

本人と配偶者の住民票上の住所が異なる場合などには、生計同一関係に関する申立書などの書類が必要となることを説明してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.16-1 請求後の流れ

☒ 年金の請求と受取

年金の請求と受取の手続きは、年金機構から送られてくる年金証書や通知等の見本が掲載されています。年金請求書を受付けたときは、このカードを使って実際の受取りまでの流れを案内してください。

No.16-2 請求後の流れ

No.16-3 請求後の流れ

No.16-4 請求後の流れ

No.16-5 請求後の流れ

MC : (No.16 請求後の流れ)

No.16のカードには、年金の請求手続き後の流れと、日本年金機構から送られてくる年金証書や通知等の見本が掲載されています。年金請求書を受付けたときは、このカードを使って実際の受取りまでの流れを案内してください。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.17-1 複数の年金を受け取る権利があるとき
請求書等記入例 - 必要書類を含む -

MC : (No.17 複数の年金を受け取る権利があるとき)

No.17のカードは、来訪者に老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利がある場合に、「1人1年金の原則」によっていずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するときに使用します。この場合に老齢基礎年金の請求書とあわせて提出いただく必要がある「年金受給権選択申出書」は、この後の「請求書等記入例」に見本が掲載されています。

老齢基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

MC : (請求書等記入例)

お手続きガイドの後半には、請求書や添付書類等の記入例や見本が掲載されています。各種書類への記入方法を説明する際になどに活用してください。

老齢基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

～年齢早見表～（平成27年1月1日～12月31日）

年齢(年)	年齢(月)	年齢(日)	年齢(時)	年齢(分)	年齢(秒)
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100

～年齢早見表～（平成28年1月1日～12月31日）

年齢(年)	年齢(月)	年齢(日)	年齢(時)	年齢(分)	年齢(秒)
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100

MC：（年齢早見表）

年齢早見表は、誕生日から現在の年齢を素早く確認するために用意しています。その年の誕生日以降の満年齢が記載されていますので、誕生日前の来訪者の年齢は、表に記載の年齢から1をマイナスした年齢となることに注意してください。

老齢基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

～特別支給の老齢厚生年金について～

☒ 受け取るための要件

- ・男性の場合、昭和29年4月1日以前に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・老齢基礎年金の受給資格期間（標準として25年）があること。
- ・厚生年金保険等に1年以上加入していること。
- ・10歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「基礎給付部分」と「定額給付」の2つがあり、生年月日と性別により、受取開始年齢が変わります。

☒ 例示

年齢(年)	年齢(月)	年齢(日)	年齢(時)	年齢(分)	年齢(秒)
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100

～特別支給の老齢厚生年金について～

年齢(年)	年齢(月)	年齢(日)	年齢(時)	年齢(分)	年齢(秒)
65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100

MC：（特別支給の老齢厚生年金について）

このカードは、特別支給の老齢厚生年金を受け取るための要件と、生年月日・性別によって異なる受取り開始年齢をまとめた図を掲載しています。必要に応じて参照してください。

老齢基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

～年金請求窓口のご確認ほか～

☒ **年金請求窓口のご確認**

20歳から65歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになります。

年金制度の区分	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

☒ **年金のご相談**

問い合わせ先	相談時間 (入金時間)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街中の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

年金請求書 2023年01月 42-01-71

～年金請求窓口のご確認ほか～

☒ **国民年金被保険者の種類**

国民年金被保険者の種類は職業などによって異なり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

被保険者の種類	加入の経路は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (学生、専業主婦、無職者等)	国民年金会館である 市町村窓口 または郵政機関	有資格者
第2号被保険者 (会社員、公務員等)	勤務先で事業主が 届出	勤務先で納付 (給与から天引き)
第3号被保険者 (任意加入者)	勤務先のお客先が 届出	自己負担なし (国民年金会館で納付)

※なお、国民年金に任意加入する方(第3号被保険者)は異なります。

④ 第10

年金請求書 2023年01月 42-01-72

MC：(年金請求窓口のご確認ほか)

このカードには、加入していた年金制度の内容によって異なる年金請求窓口や、地域ごとの年金相談問い合わせ先が掲載されています。市町村ごとに地域の年金事務所等の電話番号や受付時間を記載してください。

老齢基礎年金
Guide ～お手続きガイド解説～

～年金額のご確認～

年金の種類	年金額	年金額	年金額	年金額	年金額
国民年金	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円
厚生年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
障害年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
遺族年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
老齢年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円

年金請求書 2023年01月 42-01-73

～年金額の推移～

年金の種類	年金額	年金額	年金額	年金額	年金額
国民年金	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円
厚生年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
障害年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
遺族年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
老齢年金	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円

年金請求書 2023年01月 42-01-74

MC：(年金額の推移)

このカードには、老齢基礎年金や障害基礎年金などの年金額の推移が掲載されています。年金をさかのぼって請求する場合などに参考としてください。



MC :

さて、老齢基礎年金の業務支援ツールについて、ひと通り説明してまいりました。実際の窓口相談において活用できるよう業務支援ツールそれぞれの記載内容を丁寧に確認してみてください。